

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例案について（概要）

1. 概 要

- ・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）による漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容

- ・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律により「漁港漁場整備法」の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されます。
- ・このため、必要な規定の整理をすることとし、条例第 3 条第 19 号に規定される「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正するものです。
- ・今回の一部改正に係る条文は、風致地区内における許可を要する行為の適用除外規定（条例第 3 条）であり、他法令に基づく公的な行為は許可を必要とせず知事等へ通知を行うというものです。
- ・この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）による漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 漁港漁場整備法の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 143 号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 19 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設または同条第2号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(20)～(33) 省略</p> <p>第3条の2以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設または同条第2号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(20)～(33) 省略</p> <p>第3条の2以下 省略</p>